

平成 29 年度第 4 回奈良県環境審議会 環境影響評価審査部会  
会議録

1. 開催日時 : 平成 30 年 1 月 23 日 (火) 10:00~11:30
2. 開催場所 : 奈良商工会議所 中ホール
3. 出席者
  - 環境影響評価審査部会委員 : 7 名  
藤井部会長、樋口委員、久委員、高田委員、成瀬委員、前田委員、山田委員
  - 事務局他 : 6 名  
(奈良県くらし創造部景観・環境局 環境政策課、廃棄物対策課)
4. 傍聴者等 : 1 名
5. 議題 : 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書  
に対する意見について
6. 配付資料
  - 資料 1 審査部会における意見概要、事業者の見解及び部会報告 (案)
  - 資料 2 部会報告 (案)
  - 資料 3 山辺・県北西部広域環境衛生組合新ごみ処理施設建設に係る環境影響評価方法書 (既送付)
7. 議事概要 : 事務局より、前回部会の意見に対する事業者の見解、部会報告 (案) について  
説明した後、審議が行われた。主な質疑については以下のとおり。

藤井部会長：それではお気づきの点がございましたらご発言いただきたいと思います。

前田委員：資料2裏面の1～5には「～について」と書いてありますが、6だけ「その他事業計画」です。どちらかに統一した方がいいのではないのでしょうか。

事務局：1～6まで「～について」と統一させていただきます。

藤井部会長：修正の方よろしく願います。

高田委員：資料2裏面の3ですが、「降雨時における水質調査について、強い雨が降ると予測される条件で、調査・予測・評価を実施すること。」と書いてあるんですが、「…強い雨が降ると予測される条件で“も”」なのか「…強い雨が降ると予測される条件で」なのかどちらなのか確認したいのですが

事務局：「…強い雨が降ると予測される条件で“も”」と追記させていただきます。

藤井部会長：どういう雨が降るかはわかりませんので、予測のところでは最大のところまで入れて予測されると思いますけども、「…強い雨が降ると予測される条件で“も”」ということを入れて頂ければと思います。

樋口委員：今の所ですが、藤井先生のご意見ですと、10mm程度が事業者の「強い雨」という目標だったと思いますが、「もう少し強い雨が降る時も補足的に計測しておいた方が良くはないか」という意見に対して、事前に予測するのが不可能だというネガティブな回答が返ってきています。我々の部会意見としては「強い雨が降ると予測される条件で、調査・予測・評価を実施すること。」となっているのですが、これは我々としてはどの程度までを求めていることになるのか。文言として具体的に書く必要はないとは思いますが、藤井先生としてはこの文言にはどの程度の努力を想定していらっしゃるのでしょうか。

藤井部会長：58mmというのは非常に局所的な雨が降った時しかないと思います。調査段階で雨が降ると予想して、調査を行ったが10mmも降らなかったとか、計画の段階ではなかなか予測できないので、降った時にどうい濁度になるかというぐらいは押さえておいた方がいいんじゃないか、という提案で前回の部会で質問させていただいたんです。調査計画で濁度が段々高くなって、降り続けてしまうとどうなるかわからないので、そのあたりが10mm程度の豪雨が想定されるところで、最初の雨からずっと取っていくと思いますけども、

実際雨が大量に降った後の濁度がどうなっているか、1回でも取っておけば予測に使えるのではないかという事です。

事務局 : 短期的に夕立が降るのを予測するのは非常に難しいと思いますが、例えば梅雨や台風ならある程度予測できるので、事業者の調査の計画に入れるのも一つの手だと思います。長期予報で降る時が分かれば答えになるかと思いますが。

藤井部会長 : この調査は降ると思っていたのに降らなかった。降って測ったが、全く変化が無かったとか色々な条件があるので、本当は何回かやらないと結論が出ないものだと思います。

成瀬委員 : 騒音・振動・低周波音については特に意見はありません。その他に疑問点があるのですが、景観について、「完成形の配慮事項を整理し、準備書に記載する」ということなのですが、どの段階で鳥瞰図とか完成図が出てきて、それを審議できるんですかね。時期的なものが疑問なんですけれども。準備書の段階でまだ決まってないということですね。いかがでしょうか。

藤井部会長 : 施設整備検討委員会の方で方向性が示されて、最終的に準備書で書かれるということですかね。

久委員 : 大規模建築物の場合、景観法に基づく届出があるのでその段階でチェックができる可能性はあります。環境審議会とは別の景観の審議会の方で最終形のチェックができるシステムがあればそこに乗っかっていくのではないかなと思います。

藤井部会長 : 事務局の方から何かありますか

事務局 : 事業者に聞き取りを行っているのですが、施設整備検討委員会を進めており、今後パブコメ等で住民意見等を確定して煙突の高さなどを年度内に確定する予定だという事です。その他として山の辺の道や奈良マラソンのコースがありますので、そういう事に配慮して周辺の山並みと調和させる方向になるという事で具体的なデザインについてはまだ決まってはいないという事です。

事務局 : 今申し上げた内容の追加ですが、組合につきましては、施設整備検討委員会という公の場で資料を出されていくので、その中で都市計画決定権者の天理市としては、その段階で示していかれるところもございます。

藤井部会長：ご質問があったように、審議会でも大気質や景観の質問がある可能性がありますので、どういう手続きを取るのかしっかりと説明していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

樋口委員：補足ですが、「6 その他事業計画」としてこういう部会意見を出していますが、景観との兼ね合いもあるので、部会委員として言えることはある程度の条件設定だけ。例えば、大気質を考えるとこの程度の高さ以上の煙突が望ましく、景観からだこのぐらい以下の高さが望ましい、といった具合に。あとは入札をかけて出てきた案から、条件を満たしているベストなものを選んでいただく話で、我々として提言できるのは、大気質と景観（の両面）から望ましい条件（範囲の提示）、あとは（事業者が）考えてください、というぐらいの事ですかね。

成瀬委員：煙突の高さも含めてそれ（鳥瞰図・完成図）がないと、アセスの段階で審議のしようがない。おおよそのタイムスケジュールというか段階を示していただいたらありがたいです。

久委員：景観法に基づく届出で、おそらくこの規模は引っかかってくるはずですが。その段階でより詳細にチェックがされると思います。

藤井部会長：ありがとうございます。チェックされるということですので、そこで審議をされて、最終的に良いかどうか景観の審議会の方でチェックされて決定されるということでもよろしいですか。こちらの部会の方ではそういった項目に配慮して、予測・評価を行うと。環境に影響を与えないように計画してくださいと事業者の方に述べるということでもよろしいですかね。

久委員：景観のチェックを色んなところでさせていただいてるんですが、届出の段階で出てくるというのはかなり形が決まった段階で出てくるので、形を大きく変えろというのが中々言いづらいんですね。そういう意味では設計に入る前に「こういう事に注意しなさい」というレベルで言うておいていただいた方が設計段階での配慮に十分効いてきますので、この段階でお願いをしておくというのは景観的には効果のあることかと思います。

事務局：大規模な事業に関しましては、直接届出の以前に事前協議などの手続きもございますし、部局内の情報共有もございます。先生のご意見を踏まえながら、早い

段階から適正な方法でやっていきたいと思います。

久委員 : 私も事前協議の段階で話をするんですけども、事前協議といってもかなり遅いんです。設計に入る前に「こういう事に注意します」と言われた方が良いので、そういう意味では環境アセスメントは非常に効果的かなと思っています。

成瀬委員 : 専門家でしたら設計条件やその他を見るとある程度想像はつくわけです。しかし一般の人は全然見当がつかないと思うんですよ。ですから形として鳥瞰図か何かがないと検討はしにくいのではないかと思います。

藤井部会長 : 部会意見として完成形の配慮事項が伝えられると思いますので、そういった事に配慮して、設計されて、おそらく複数案が出て来るんですかね。大気質も含めて最終的な形が決まってくると思うんですけども。

高田委員 : 要約書の54・55ページに景観図のA案・B案が出ていたと思うんですが、これが1つの候補案みたいな感じなのかなと理解していたんですが、その認識は違うんでしょうか。これは入札にかかった時に相当違って来る可能性もあるんでしょうか。

藤井部会長 : 建物が四角い形になるのか、部会意見にもありましたようにデザイン的なものなるのか、或いは周りに溶け込んだ色になるのか、色んな形が出てくると思うんですけども、要約書のところでは「建物があつたらこのようなイメージだ」ということだと思っんですけども

事務局 : 建物の形、デザインも決まっていない状況ですので、仮にこういう施設があるところこんなイメージになるというものですので、形も真四角になるのか、どうなるのかちょっとわからない状況ではございます。

藤井部会長 : 大阪にあるテーマパークのようなものができるのか、シンプルな周りに溶け込んだ形にするのか

高田委員 : 成瀬先生のご質問は、そうなった時にそれに対して意見が言えるのかどうか、変更が可能かどうか、それがどこで決まるのか、そういうご質問ではないかと思っただけです。

成瀬委員 : そうですね。方法書、準備書とありますが、そのどこで決まるのか。

高田委員 : 意見を言っても修正の機会が無いのであれば、この段階で言うておかななくてはいけないという事ですよね。例えば「ここを四角ではなくて、少し角が取れたような、そういう景観も考えるべきだ。」という事もここ(部会報告(案))に書いておかないと反映されないということになるのでしょうか。それを懸念されていると思うので、どこで決定されるのかを明らかにしていただきたいという意図ではないかと思ったんですが。

成瀬委員 : イメージ図であってもある程度のパースができないと、ほとんど分からないわけですね。ある程度までの形としてイメージが出来るようなパースなり鳥瞰図なりがどこの段階で出来るのか。そうしないと検討できないわけですね。おおまかなイメージであっても1つの形として出来ていないと、検討するのは難しいと思います。

樋口委員 : コンセプトによっても色んなものが想定されるわけですね。準備書が書かれる以前に「我々が検討してきた範囲内でこの程度の代替案が考えられます」みたいないくつかのパターンを提示した上で、住民や施工業者に配った上で意見を聴取し、意見を基に(代替案のある)準備書ができるというようなステップであれば、それが1つの理想形なのかと。

実際には業者が入札して提案が出て来るので、意匠としてはここで確定出来ないですけど、こういう事に配慮するとこんなものになるという代替案も含めながら準備書に記載されれば、その後施工する事業者がどういうものを造るかの参考資料になると思う。理想形ですけどそうしたステップで、(代替案を)準備書に盛り込むのは難しいのですか。

事務局 : 施設整備検討委員会がすすんで行くと思いますし、準備書を作成するのが調査の期間も含めて1年間ありますので、その間にある程度の部分までデザインが確定すると思います。事業者の方にも準備書には可能な範囲で記載してもらうようには、事前協議の段階で指導はしていきたいと思います。

久委員 : 私は設計をすると立場でも仕事をさせていただいてますが、建築設計というのは機能があって、その中で諸室の部屋の配置が決まり、ボリュームや形が決まっていくわけです。ですから形だけが突然出てくるわけではなく、積み上げの中で形というものが決まってきて、最後に外観をどうしていくのかになります。先ほど言いましたように早い段階では全然形が決まっていないし、遅い段階ではもう積み上がってますから、そこで大きく変えろという事は言えない

わけです。

三重県では景観アドバイザーと一緒に考えさせていただいていますが、何度も何度もアドバイザーと設計者が打ち合わせをしながら、「ここをもう少しこうならないか」という形で詰めていくプロセスを踏むと良いものができるんですけども、最後の届出でバツと（意見を）持って来られたら、「ここを大きく変えてください」とは言えないわけです。

しかしその段階でないと成瀬先生がおっしゃるように形は見えてこないもので、どこの段階でどうお示しするかというのはすごく難しいと思います。ただ、最初から「こういう事に配慮します」と言っておいていただければ、どのように配慮したか最終形でないとわかりませんが、「こういう事に配慮します」と宣言されていますから、「これが出来ていませんよ」と突っ込むことができる点ではとても重要です。

どの段階でお示しをして意見を求めるタイミングというのは建築設計の場合は難しいと感じております。県の方にはお願いをしたいと思うのですが、届出の場合はおそらく県の職員で建築職の方が担当としてチェックをされると思いますが、その前に専門家の先生と一緒に見て頂くなど複数の目で見ただけのような機会があるとすれば、煙突は景観的にも配慮すべきことかと思っておりますので、届出前の段階で複数の目でチェックできるような形をお願いできたらと思います。それから組合の委員会に景観の専門家がおられれば構いませんが、おられない場合は外部の専門家にご相談をいただくという段階もあっても良いのかなと思いますので、手続き論的な話なんですけど、口頭でのお願いをしていただければありがたいと思います。

事務局 : 久先生のご意見をいただきまして、県のチェックに関しては担当課と協議させていただきますし、組合の方に関しては委員会の中で景観の先生がおられましたらその辺を詰めていただきたいと思いますし、おられなかったら第三者からの意見を求めるように伝えていきたいと思っております。

山田委員 : 施設整備検討委員会ではどこまでを決めるんですか。処理方式を選定するだけだと思ったんですが、施設の概略の設計まで決められるんですか。

事務局 : 協議事項としまして、環境保全の目標、景観について、余熱利用の活用、防災災害の対応について、付帯施設について等を議論されているということです。

山田委員 : どういう設備を整えるか、までですよ。リサイクル設備にどういった破砕機を

使うかというところまではやらないでしょう。ですからそれだけでは形はまだ決まっていけないと思います。準備書の段階では「こんな方式で処理します」というところまでで、何となくその時にこの部会では「高さはここまでにしてください」というような事を言えるんじゃないかなと思いますけどね。まだ具体的に出てこないんじゃないですか。

事務局 : そうですね。

樋口委員 : このままいってしまうと、今まで通りの流れに乗ってしまって、結局どこでも決まらないということになってしまうので、折角こういう意見を出しているのに、準備書の段階では具体的な事は決まらないまでも、「こういう方針で」みたいなものは打ち出していく必要はあるでしょう。そうでなければ今までやられている他のスキームと全く同じ流れになります。どこまでを準備書で示せるのか、すべきなのか。

事務局 : 準備書の段階での審議が最後になりますので、審議して頂ける材料は揃えておかないと意味がないので、その辺は事業者の方には伝えて図書を作成するよう伝えていきたいと思います。

藤井部会長 : おそらく準備書では具体的な調査結果から、予測評価が全部出た段階で冊子ができ、こちらの部会で審議していただくことになると思いますけども、部会意見で、「完成形の配慮事項を整理して準備書に記載すること」とありますので、それで事業者も予測評価をされていくとは思いますが、事業者の方に伝えていただければと思います。

資料1の4ページで「施設整備検討委員会では、地域住民から煙突高さなど景観に関しても意見聴取を行います。」と書いてあり、地元住民の意見も踏まえて、「景観に関する仕様についても検討していきます。」となっているので、その辺も踏まえてされていくと思います。

事務局 : 施設整備検討委員会が1月17日に開催されたのですが、その中で煙突の高さは59メートルという事で、まだ委員会の中での話なので、パブコメ等色々な手続を踏んで、年度内に確定していくというのは聞いております。

樋口委員 : アセス部会でこんな議論をしているという事は施設整備検討委員会の方には伝わっているのですか。



事務局 : 審議した内容や意見は全て事業者に伝えています。

山田委員 : 準備書の段階でもまだ「施設整備検討委員会の方で検討していますから」というような事にならないように、責任をどっちが持つかということをはっきりさせておかないと。準備書の段階では施設整備検討委員会の方は終わってる必要があると思いますね。

事務局 : 部会で検討していただくのは準備書が最終となりますので、その段階で審議していただける材料はきちっと出すことは事業者も理解していますし、事務局からも強く求めていきたいと思っています。

藤井部会長 : 事業者、施設整備検討委員会、こちらの部会とありますが、混乱しないように、どういう段階でというのを押さえていただきたいと思います。

皆さん意見を出していただいたと思いますので、ただいま頂いたご意見については事務局で検討いただき、環境審議会資料等の準備をお願いいたします。なお、本日いただいたご意見に対する修正、最終案については部会長に一任いただくということによろしいでしょうか。では事務局の方に進行を返させていただきます。